

**令和4年度から  
一時保育の利用料金の  
減免制度の対象を追加・拡充します**

# 利用料金の減免制度の 対象を追加します

市内在住者に限り  
一時保育の利用料金の  
減免を行っています。  
減免の対象は  
右記のとおりです。  
必要書類などの詳細は  
次ページ以降のとおりです。  
ご不明点については  
ご利用施設又は  
保育第1課へ  
お問合せください。

## 利 用 料 金 減 免

① 生活保護世帯

令和4年度拡充

② 市民税非課税世帯

③ 年収360万未満世帯

令和4年度追加

④ 里親に委託されている児童

⑤ 児童扶養手当受給世帯

⑥ きょうだい減免

⑦ 多胎児

# ① 生活保護世帯

生活保護を受けている世帯で一時保育を利用する場合は、  
利用する児童全員が利用料免除（無料）となります。  
「被保護証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。  
※現年度に発行された書類が必要です。

## ①-2 生活保護世帯(昼食代、おやつ代)

生活保護を受けている世帯で一時保育を利用する場合は、  
利用する児童全員の昼食代・おやつ代が日額500円を上限に無料となります。

①と同様に「被保護証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。  
※現年度に発行された書類が必要です。

## ②-1 市民税非課税世帯

市民税非課税世帯で一時保育を利用する場合は、  
利用する児童全員が利用料免除（無料）となります。  
「非課税証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。  
※注意点がありますので、次ページをご覧ください。

## ②-2 市民税非課税世帯

### ※ご注意点

- 原則父・母の2名分をご利用施設へご提出ください。  
配偶者控除を受けている場合、寡婦（寡夫）控除を受けている場合などは1名分をご提出ください。  
なお、状況によっては祖父母等の非課税証明書が必要になる場合があります。
- **4～6月**の利用には**前年度**の非課税証明書が必要です。  
**7月以降**の利用には**現年度**の非課税証明書が必要です。

# ③-1 年収360万未満世帯

年収360万未満世帯で一時保育を利用する場合は、**利用する児童全員が利用料免除(無料)**となります。  
「課税(非課税)証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。  
※注意点がありますので、次ページをご覧ください。

## ③-2 年収360万未満世帯

### ※注意点

- ・原則生計を共にしている方(父・母・又は祖父母等)全員分の課税(非課税)証明書をご利用施設へご提出ください。
- ・4～6月の利用には**前年度**の課税(非課税)証明書が必要です。
- ・7月以降の利用には**現年度**の課税(非課税)証明書が必要です。
- ・提出をしていただいた、生計を共にしている方の課税(非課税)証明書の**市民税所得割額の合算額が77,101円未満か確認ができた場合について**、利用料免除を行います。

課税(非課税)証明書の確認方法については次ページの例を参考にしてください



# ③-3 年収360万未満世帯

◆例

## 川崎市の課税(非課税)証明書の場合

税源移譲前の市民税所得割額について、  
 生計を共にする父・母又は祖父母などを  
 含み、世帯としての合算が、77,101円未満  
 か確認

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]  
 令和 [REDACTED]

合計所得金額	課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	市民税	県民税	地方税法第295条の規定
[REDACTED]	¥0円	¥0円	¥0円	[REDACTED]
	所得割額(a)	均等割額(b)	所得割額(c)	均等割額(d)
	¥0円	¥0円	¥0円	¥0円

所得金額の内訳

営業等 給与 上層株式等譲渡 以下余白	社会保険料 生命保険料 基礎 所得控除計 以下余白	所得控除
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額

市民税	県民税	住宅借入金等特別控除額(市)	市民税所得割額
¥0円	¥0円	¥0円	¥0円
給与収入金額	公的年金等収入金額	扶養人数	備考 総所得金額
[REDACTED]	¥0円	[REDACTED]	[REDACTED]

※課税証明書のサンプルです

川崎市 市長印

## ④ 里親に委託されている児童

里親に委託されている児童が一時保育を利用する場合は、  
利用料免除（無料）となります。

「児童委託証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。

※利用日が委託年月日以降であることが確認できれば、  
証明書の発行年月日は問いません。

## ⑤ 児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当を受けている世帯で一時保育を利用する場合は、  
利用する児童全員が利用料免除（無料）となります。

「児童扶養手当証書」のコピーなど、  
手当を受給していることが分かる書類を  
ご利用施設へご提出ください。

※有効期限に利用日が含まれている書類が必要です。

## ⑥-1 きょうだい減免

未就学の他のきょうだいが、以下の認可保育所等を同時に利用する場合に、一時保育を利用するきょうだいの利用料金が、第2子目は半額、第3子目以降は無料となります。

ただし、対象児童自身が、以下の一時保育事業を除く認可保育所等に在籍・利用している場合※は適用できません。（※普段は幼稚園に通っており、夏休み等の長期休園に一時保育を利用する場合など）

### 認可保育所等

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業、おなかま保育室又は一時保育事業

※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る

## ⑥-2 きょうだい減免

### 必要書類

- ・住民票のコピー

※現年度に発行されたものがが必要です。

※世帯全員の記載があるものに限りです。

- ・未就学のきょうだいが認可保育所等を利用していることが分かる書類

※施設の連絡帳や配布物のコピーなど、施設名及び児童氏名が読み取れる書類が必要です。

### 認可保育所等

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業、おなかま保育室又は一時保育事業

※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る

## きょうだい減免の具体例

未就学のきょうだい ※左から年齢順		第1子目		第2子目		第3子目	
		利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
例1	2人きょうだい	一時保育	免除なし	一時保育	半額		
例2	2人きょうだい	一時保育 (幼稚園在籍)	免除なし	一時保育	半額		
例3	3人きょうだい	一時保育	免除なし	一時保育	半額	一時保育	無料
例4	3人きょうだい	幼稚園		一時保育	半額	一時保育	無料
例5	3人きょうだい	幼稚園		幼稚園		一時保育	無料
例6	2人きょうだい	一時保育	半額	認可保育所			
例7	3人きょうだい	一時保育	無料	幼稚園		幼稚園	
例8	2人きょうだい	なし		一時保育	免除なし		
例9	3人きょうだい	一時保育	免除なし	なし		一時保育	半額

※第1子目の取扱いについては、例6・7のような場合には、「きょうだい減免」上、一時保育の利用以外で認可保育所等を利用している年長児から第1子目として数えますので、実際は第1子目であっても、第2子目又は第3子目の免除区分が適用されます。

※例8の場合、第1子目は認可保育所等の利用がないことから、「きょうだい減免」上の第1子目には該当せず、実際の第2子目が「きょうだい減免」上の第1子目として数えられ、利用料金は免除になりません。

※例9も例8と同様に、第2子目は認可保育所等の利用がないことから、実際の第3子目が「きょうだい減免」上の第2子目として数えられ、利用料金は無料とならず、半額免除が適用となります。

## ⑦ 多胎児

多胎児家庭の育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るため、未就学の多胎児が一時保育を利用する場合に、利用料金が無料となります。ただし、**就労以外の「緊急・一時保育」にのみ適用**されます。就労の場合の「緊急・一時保育」及び「非定型的保育」を利用する場合は、**きょうだい減免が適用**となります。なお、対象児童自身が、以下の一時保育事業を除く認可保育所等に在籍・利用している場合※は適用できません。  
(※普段は幼稚園に通っており、夏休み等の長期休園に一時保育を利用する場合など)

「住民票」のコピーをご利用施設へご提出ください。

※現年度に発行されたものがが必要です。

※世帯全員の記載があるものに限りませす。

### 認可保育所等

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業、おなかま保育室又は一時保育事業

※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る

**多胎児の具体例** ※多胎児は太枠で囲んでいます。「多胎児」は、就労以外の「緊急・一時保育」の利用の場合に適用となります。

未就学のきょうだい ※左から年齢順		第1子目		第2子目		第3子目	
		利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
例1	双子	一時保育	無料	一時保育	無料		
例2	双子	一時保育	無料	なし			
例3	三つ子	一時保育	無料	一時保育	無料	一時保育	無料
例4	三つ子	一時保育	無料	なし		一時保育	無料
例5	双子	なし		一時保育	無料	一時保育	免除なし
例6	双子	一時保育 (幼稚園在籍)	免除なし	一時保育 (幼稚園在籍)	免除なし	一時保育	無料

※例5のような場合、双子である第2子目は、「多胎児」が適用となり、利用料金は無料です。また、双子である第1・2子目は、「きょうだい減免」上の第1・2子目としては数えられず、実際の第3子目が「きょうだい減免」上の第1子目として数えられ、利用料金は無料となりません。

※例6のような場合、双子は認可保育所等（幼稚園）に在籍・利用していることから、利用料金は免除となりません。また、双子である第1・2子目は、「きょうだい減免」上も第1・2子目として数えられ、実際の第3子目も、「きょうだい減免」上の第3子目として数えられることから、利用料金は無料となります。